

検証報告書

令和7年2月28日

中間処理施設建設予定地(大空町東藻琴)検証委員会

目 次

第 1	経過（簡潔な時系列）	1
第 2	予定地取下げの理由	2
1	盛土規制法関係	
2	不法投棄物関係	
第 3	予定地を白紙撤回したことの評価	3
第 4	白紙撤回となるべき土地を予定地としたこと等に関する落ち度の存否	3
1	予定地として東藻琴地区を選定した理由	
2	予定地として周辺地と約 50 メートルの高度差のある台地の上部の平坦地を選定したことについて	
3	予定地が残土受入地であることについて	
第 5	より広い視野での事務執行	8
1	予定地への執着について	
2	長年の盛土の評価等	
3	資料の保存等	
4	庁内連携の不足	
5	まとめ	
第 6	新予定地の選定に当たっての留意事項	10
結 語		11
資料 1 ～ 資料 6		12
中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）検証委員会開催経過		18
中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）検証委員会 委員名簿		19

第1 経過（簡潔な時系列）

当委員会は、検証作業に際し得られた陳述や閲読した書面により、本事象に関する時系列を以下のように認識した。

平成4年以前から令和5年まで 本件土地において火山灰採取や残土受入れが継続

平成15年3月 大空町の既存の中間処理施設、大改修

令和3年 2月 斜網ブロックごみ処理広域化に関する市長・町長の会議を開始

令和4年 7月 斜網地区廃棄物処理広域化推進協議会(以下「協議会」という。)の発足

令和5年 3月 中間処理施設の整備方針を決定

令和5年 3月 本件土地の一端において地下水探査のための調査(3mの盛土を確認、不法投棄物は見出さず。)

本件土地の管理に従事していた大空町の建設課の職員(第4の3(3)参照)、退職

令和5年10月 協議会事務局職員が現地踏査

令和5年11月 用地としての必要面積についてメーカーに対するアンケート実施(拡張を要することが判明)、これを踏まえ、切土による拡張方針を策定

令和6年 1月 本件土地(東藻琴末広629番50の一部)を予定地として決定(供用開始を令和11年9月~12年6月と予定した。以下「予定地」という。)

令和6年 5月 協議会、道路設計及び宅盤設計を外注

令和6年10月 予定地に高盛土が存在すること及び原地盤が急斜面であることが判明。安定度解析(概略)により盛土規制の基準を充足しないことが判明

令和6年11月 予定地の掘削(8箇所)によりすべての調査孔から不法投棄物(コンクリート塊、空き缶、ブルーシート等)が出土

令和6年12月3日 北海道から大空町に適正処理について口頭指導

令和6年12月4日 大空町、予定地を撤回する申出。関係市町がこれを承諾

第2 予定地取下げの理由

1 盛土規制法関係

- (1)¹ 本件施設に係る用地に盛土規制法の適用はないが、廃棄物処理法の適用上、実質的に盛土規制と同様の規律が及ぶ。

本件事業の中核である関係市町の協議会が令和6年10月に実施した宅盤地質調査（地盤調査）の結果、資料1のように、予定地の一部に建設残土等と認められる高盛土（13.7m）が存在し、盛土前の地山が急斜面であることが判明した。そのため、概略での安定解析をしたところ、基準値を下回ることが判明した。このため、対策工法を実施するため精密な調査をした上で（委託費2,200万円 委託期間7か月 資料2）、調査後の対策工事を要するところ、工事費も期間も精緻に見通せない状況に陥った。

なお、北海道から大空町に不法投棄物の適正処理について口頭指導（令和6年12月3日）の翌日に同町が予定地を撤回する申出をしているのであるが、予定地取下げの理由としては、盛土規制法に係る上記問題がより深刻と考えられる。

2 不法投棄物関係²

上記地盤調査において、2か所の調査孔からビニール片、コンクリート片が確認された。その後、北海道職員の立会の下、試掘調査（8箇所を掘削）を実施したところ、深さ3～4メートルの部分でコンクリート塊、空き缶、ビニール袋、塩ビ管、ブルーシート、素焼き土管等が確認された。これらは、不法投棄された物であると推測される。

大空町と北海道（オホーツク総合振興局）で、適正な処理方法について協議することとなった。

適正な処理方法に関し、(1)不法投棄された埋蔵物の悉皆的な除去をしなければ、中間処理施設の用地として利用することが許容されないのか、(2)不法投棄された埋蔵物に含まれる有害物質が外部に滲出する等により環境保全上の支障を生ずることがないという相当程度の蓋然性があれば利用可能となるのか。

(2)の考え方にも相当の合理性があると考えるが、いずれにしても北海道との協議の行方や時間が見通せないため、取下げの要因となった。

¹ 「…国又は地方公共団体が管理する廃棄物処理施設（廃棄物処理施設の設置許可を要しない施設も含む。）については公共施設として位置付けたことから、当該施設の土地は公共施設用地となり、当該土地における工事は宅地造成等に該当しないため盛土規制法の規制対象とならない（宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「盛土規制法施行規則」という。）第1条第2項）（宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知））。しかし、「盛土等に伴う災害の発生のおそれがないと認められるものとして盛土規制法施行令で定める工事については、許可不要工事となるものの、かかる許可等を不要とした趣旨を踏まえ、廃棄物規制担当部局においては、施行通知の別添5「盛土等防災マニュアル」等を参考として、廃棄物処理法における許可の基準や技術上の基準等への適合性を確認されたい。」とされており（同通知）、結局、盛土規制法が求める安全性を充足するのでなければ、規制区域において中間処理施設を建設することが許容されないということになる。

² （参考条文）廃棄物処理法第9条の3第1項 市町村は、第6条の2第1項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、第8条第2項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第3 予定地を白紙撤回したことの評価

工期の延伸や経費の増嵩を呑み込み、地盤を補強するための精密な地盤調査及び追加工事等を続行することは、実務的には困難と考えられる。その理由は、以下のとおりである。

- (1) 予定地の地盤の安定化のために必要な補強工事の内容は、精密な地盤調査を経て初めて判明するため、補強工事の実施に要する期間と費用は不明である。大空町その他の関係市町（以下「関係市町」と総称する。）が現状において不確定に増大する危険のある負担や工期延伸を是認できないとするのは当然のことである。予定地に投じた人的資源や経費は空しいものとなるが、同地に執着することにより傷を深めるおそれが存在した。
- (2) 発見されたがれき等が外部への環境保全上の支障を生ずるものであるのか（そうであれば、土地所有者として大空町はその除去を要しよう。）、外部への滲出等がなく安定的なものであるのか（そうであれば、処理を要しないと解する余地もあろうか。）、北海道との調整を経た上で、必要な場合に地中のがれき等埋蔵物を除去することとなるところ、そのための調整の時間と費用が必ずしも明らかではない。(1)と同様に、このような不確定要因を有したまま前進することができないと考えるのは、合理的といえる。
- (3) 候補地を改めて選定するとすれば、新たに、周辺住民の理解を得るための時間を要する等、不利な部分もあるが、予定地で進捗させる方が先に竣工できるとも断言できない。関係市町の廃棄物処理に係る緊急性は、資料3のとおりである。予定地を変更して進捗させることが竣工時期を粗々見とおすために必要となった。

以上を考慮すると、予定地での建設を断念して、関係市町で協議の上新たな候補地を選定すると決定したことには、合理性がある。

第4 白紙撤回となるべき土地を予定地としたこと等に関する落ち度の存否

1 予定地として東藻琴地区を選定した理由

新しい中間処理施設の設置の一つの端緒は、大空町の既存の中間処理施設が更新時期にあることであった。同町の担当者は、当委員会の調査に対し、既存の施設の周辺に更新施設を設置することが地域住民の理解を得る上で適切であること、女満別地区には最終処分場が所在し、同地区に更に中間処理施設をも設置することについて同地区の住民の理解を得られるか微妙であると考えた趣旨を陳述した。

同町が、このような判断の下、東藻琴地区に、かつ、従前の施設の近傍に求めようとすることは、不合理ということはできない。また、広域化方針の進展の中で、東藻琴地区が関係市町からほぼ等しい距離に位置することも重視された。

更に、実利的な観点として、大空町は、老朽化した廃棄物処理施設の更新を一つの目的とする循環型社会形成推進交付金の制度を利用して既存の中間処理施設の解体をしたいというニーズがあった。

そして、大空町を除く関係市町が、住民の合意形成をして大空町内に施設を設置しようとする大空町の判断を尊重することはやむを得ないともいえる。

ただし、第5において付言する。

2 予定地として周辺地と約 50 メートルの高度差のある台地の上部の平坦地を選定したことについて

大空町は、東藻琴地区で、かつ、既存施設の近傍地で、中間処理施設を建設するに足る相当規模の町有地のうちから用地を選定するに際し、開けた比較的平坦な火山灰採取地（民間事業者に貸出中）（資料4参照）を模索した。

しかし、同地の火山灰採取事業が進行中であり、かつ、付近住民からの反対を受けて、大空町は、この土地に建設することを断念した。そこで、大空町は、同地よりも約 50 メートル高い地を予定地とすることを検討した。

同地は、廃棄物の搬入のため外部と接続するややこう配の強い道路の整備を要する等インフラ整備面における消極的要素が存在したが、大空町は資料5にみるように同地周辺が草地で民家と接着していないことを利点ととらえたと見受けられる。

3 予定地が残土受入地であることについて

令和6年8月～9月の地盤調査の結果、宅盤の片側に 13.7 メートルの盛土があること等が判明し、予定地取下げの要因となった。

関係市町は、予定地が建設工事の残土の受入れ地であること（すなわち、土捨て場であること）を認識していた。

令和5年3月に地下水の存在を探查するために実施した調査で平坦地（大まかにはやや細長い楕円形の形状をもつ。）の長径の一端（資料4の②部分周辺）に3メートルの盛土があることが判明していた。

当委員会に提出された資料の中に、予定地をドローンで撮影した写真のキャプションとして「土捨て場の広さ」と表示されている。

関係市町は、残土受入れによる盛土の存在を認識しているのであるから、最終的にこの土地を予定地とすべきでなく、他の土地を模索すべき注意義務が存在したのか。

この点については、次の事情を考慮する必要がある。

- (1) 協議会事務局の職員は、予定地一帯について等高線付の地形図（昭和32年作成）や、国土地理院の航空写真（昭和53年当時）を入手し、この地の地形を調べたが、高盛土等を疑う情報に接しなかった（網走市建設担当職員からの聴取事実）。

- (2) 協議会事務局の職員は、令和5年10月に現地を現実に踏査して見聞したところ、地滑りが生じた形跡を見出さなかった（現地踏査をした協議会事務局職員等からの聴取事実）。
- (3) 予定地の上部はほぼ平坦であり、その端末から緩やかな斜面が存在するところ、当該部分には、ササ・樹木が強固に繁茂しており（資料6）、高盛土が地中に存在するような外観ではなかった。ただし、これは、印象の域を出ない。
- (4) 大空町は、予定地を管理していた職員（平成4年に村役場に採用され、建設部に在籍し、令和5年3月に退職した。）から、これまでの残土搬入や原地盤について聴取した。同職員は、「残土受入れ地等であったこと、原地盤については不知だ」と陳述したという³。

当委員会は、第2回委員会における笹木委員の提案を踏まえ、大空町の当該職員に対するヒアリングの状況について確認する等のため、上記退職職員に面会し、同人から直接に聴取した。その概要は、次のとおりである。

イ) 退職前に（年月は特定できない。）、住民課からヒアリングを受けた。

その内容は、予定地で建設することを前提としつつ、道路を付け替えることについての聴取であった。

職員は、住民課に対し適地ではないとコメントした。その理由として、取り付け道路が急こう配になること、冬季は風向きによって吹き溜まりが酷くなる場所であることを説明した。職員は、道路についてざっくりとポンチ絵を描いて提案した。

ロ) 退職後に大空町の建設課に立ち寄った際に（年月は特定できない。）、予定地の土地利用について聴取された。概ね、次のように回答したのではないかと思う。

すなわち、予定地は、自分が役場に入庁した平成4年の前から、土捨て場ではなく、火山灰土を採取するための「土取り地」であった（平成4年の大災害の後、一定期間、復旧資材として、この地から採取した火山灰を周辺住民に無償で交付したと記憶。）。ここで採取した火山灰土は、道路維持の土として利用された。火山灰土を採取する際に同時に掘削してしまったそれ以外の土は、剥ぎ取り仮置きして、地面に押し付けて元に戻すような処理が行われていた。

入庁後のいずれかの時点で建設残土の受入れヤードとなった。外部からの搬入した残土に加え、火山灰土採取後地面に戻したものの合計が13.7m（当委員会が示した資料1）という高盛土となったのであろう⁴。

ハ) 合併前の東藻琴村で勤務していた建設課の職員は少なく、予定地について詳しい職員はほかにいないであろう。ただ、問われたならば、存命している（かもしれない）自分の前任者の氏名や連絡先等を教示することはできたかと思う。

³ なお、当委員会が当該退職職員に直接面会して得た陳述は大空町による聴取内容と齟齬があるが、いずれにしても、昔日の状況の確認を試みた事実は重要である。

⁴ この退職職員が大空町建設課に予定地が土取り場であったことを述べたかどうかは、やや、不明である。当委員会の関係者に対する聴取の過程において、予定地が土取り場であった事実を述べる者は他にいなかった。

ニ) 予定地周辺における国営事業の実施（昭和 60～61 年ころ）の際に作成された地形図が、東藻琴支所に保存されているかもしれないが（不明）、現在の大空町職員にはそのような資料の存在についての知見はないであろう。

ホ) 昨年 12 月の住民説明会において、住民が「トラック等でごみが大量に運ばれていた」とする意見を述べたというが、これは、近隣の焼却場へのごみ輸送と誤認された可能性がある。自分の知る限り、そのようなことはない。

(5) 他方、大空町は、事前に、近傍住民に予定地への残土受入れの状況に関する記憶があるかどうかのヒアリングまではしていない。

(6) 大空町には予定地への残土受入れの履歴に関する書類は残っていなかった⁵。予定地を白紙撤回した後に、同町職員が念のため残土受入れの履歴を記した書類を探索したが昔日の資料は存在しなかった。

(7) 前記の地下水探査のための調査により得られた盛土の高さは 3 m であった。協議会事務局は、予定地に係る盛土は、その程度と推認した。また、当該調査のためのボーリングにおいて不法投棄物は見当たらなかった。

現地踏査の際、予定地に高盛土が存在することと疑われる心証が得られなかったこと、地盤が脆弱であることを示唆する外観がないこと、地下水探査のためのボーリング結果に基づき平坦地の盛土の高さは 3 m 程度と一応の推測したこと、このボーリングの際に不法投棄物が出土しなかったこと、可能な範囲での調査（過去の地形図等の入手・検討、大空町の退職職員への聴取）を履践した事実、原地盤の形状や盛土高が明らかとなる公文書その他の資料を発見できなかったことを総合的に考慮すると、大空町を含む関係市町がこの地を予定地として定めたことに過失があるとは認められない。

別の角度からいうと、「予定地は建設残土の捨て場等で盛土が存在することが判明していた。そうとすれば、その量が不詳であっても、予定地として定めるに先立ち、一ないし数か所を掘削し、盛土高を確認し原地盤の形状を推定する等の注意義務があったのか。そうすれば、職員の執務時間をここに注力したり、無用の支出をすることを避けられたのに、それを懈怠した、怪しからんことだ。」と評価し得るのか、否か。仮に、この注意義務の存在を肯定するならば、盛土が存在し、原地盤が不明である土地を公共施設の用地と定める場合には、宅盤に関し法的に義務付けられている地盤調査とは別に、これに先行し、何らかの試掘による地質調査をすべき注意義務があるということへと繋がる。地盤の安定度に問題があることを示唆する何らかの外観や資料がある場合（例えば、地滑りの跡が見受けられる、原地盤の写真が存在し、それによれば急斜面で、現状は高盛土をした

⁵なお、原地盤の形状や盛土の分量が判明するための文書が作成されなかったか、あるいは作成されたとしても、長期間に渉る文書が廃棄され、庁内に残されていないこと自体は、行政の怠慢とはいえない。また、東藻琴村も女満別町との合併後の大空町も、この土捨て場の活用方法を決めていたわけではないようである。将来、何らかの公的施設の用地とすることが定まっていれば、その時に備えて文書を残していくことが期待できるが、そのような状況にはなかったようである。

結果であることが分かる等)に、それにもかかわらず、前進しようとするときは、このような注意義務を措定し得るといえようが、本件はこれに該当しない。

なお、上記(5)及び大空町退職職員からの聴取事項 ホ)の点について、検討する。

大空町は、令和6年12月25日に、予定地取下げについて住民説明会を実施した。

出席した住民の一人から、「今回産業廃棄物が見つかりましたが、調べればすぐに分かることですし、地域住民もどんどん運ばれていたことを知っていました。

建設地が決まらないうと調査ができないと言っていました、他の市町に大きな迷惑を掛けた責任は非常に重いと思います。」との質問が出た。これに対する町の回答は、「建設地から白紙撤回させていただいた事については、非常に重く受け止めています。新たに広域で候補地の選定を行います、今回の件を踏まえ、大空町としては、現状では候補地の選出を辞退するよう判断しています。今後、検証・評価をしっかりと行っていきます。」というものであった。

この点は、牧委員が第2回委員会において指摘した事項である。

「地域住民もどんどん運ばれていたことを知っていました。」というのが、何を意味するのか。許容されないがれき等の搬入を目撃したことを意味するのか、残土の受入れ状況を意味するのかが判然としないが、事前に念入りに住民説明会等を実施し、この土捨て場について見聞を有する者がいないか、情報を求めることはあり得たかもしれない。しかし、上記の住民の発言は、本件事実関係が発表された後にされたものである。

事前の住民説明会やヒアリングで、住民から、予定地について原地盤が急斜面であったこととか、高盛土が実施されていたこと、不法投棄を目撃していたとの情報に接したとすれば、予定地とすることの決定的な消極要素ないしは予定地として選定するに先立ち調査をする動機付けになり得たであろうが、それは、可能性の範囲を出ない。

また、過去に、予定地付近に最終処分場が存在していたので、同施設への廃棄物の搬入の風景と混同している可能性がある。

更に、前記の退職職員は、予定地の上部平坦部は住民が容易に立ち入ることができないので、廃棄物の搬入を目撃したというのは容易には信用できないとも述べた。なお、大空町職員が上記の趣旨の発言をした住民数名に確認したところ、最終処分場への搬入と混同していた旨の回答を得たという。

以上を考慮すると、予定地で中間処理施設の建設を推進したことについて大空町を含む関係市町の関係者に任務懈怠が存在するとは言い難い。予定地に関し投じた人的資源や経費は結果に着目すると空しいものとなったが、許容されざるむだ遣いというのではなく、結果論である。

なお、予定地選定後、宅盤設計等の発注時前に、地盤調査を実施していれば、道路設計や宅盤設計に係る外注費その他の支出を省くことができたとして非難し得るのか。

建築基準法令で法的に義務付けられている地盤調査は、平地から敷地までの接続道路に関する設計、宅盤の設計をし、宅盤を確定した上で初めて行い得るものである。

上記のとおり、関係市町（その技術的な主力である網走市都市整備課）が実施した作業順序は必然的なものであって、問題はない。供用開始までの時間的切迫性を考慮すると、必要な外部委託等を展開することは当然のことともいえる。

第5 より広い視野での事務執行

以上のとおり、予定地の選定に過失はない。しかし、大空町を含む関係市町には、より優れた事務執行の余地があった。以下のとおりである。

1 予定地への執着について

本事業が大空町の既存施設の更新を発端とするとはいえ、1市5町で供用する施設の設置場所を選定するのに、東藻琴地区に限定する必然性はなかった。

現在、協議会は新たな候補地を検討しているが、当初から、その検討をすることができたはずである。協議会は、大空町の事情（施設の更新）に引きずられたように思う。ただし、それが違法であるとか、不当であったという意味ではない。

しかし、果たして、予定地は、強い魅力のある土地であったのか。台地の上部が平坦部分であり周辺が草地で民家と接着していない点に優位性があるのは否定できないが、同時に、外部から廃棄物を搬入するための接続道路（冬季に雪道になっても登攀できるよう設計することを要する。）の整備が必要となる等の問題を生ずることは、最終決定前に判明していたことである。そして、電気も水道のインフラも敷設されていない。

更に、令和5年10月における現地踏査、測量及びメーカー・アンケートにより、台地の平坦部分の面積では用地として面積が足りないこと、3～4m程度の切土をして、平坦部分（既存）及び周辺の斜面部分の平坦化により必要面積を生み出すべきことが判明した。

このような状況を考慮すると、予定地は強く執着する土地とまでいえたのか、途中で再考をする余地があったのではないかと指摘し得る。

2 長年の盛土の評価等

大空町元職員への事前の聴取によって、平成4年以前からほぼ現在に至るまで、火山灰土の採取とこれに伴う土の埋戻しや、残土の受入れが継続していたことを認識し得た（なお、実際に認識したのは、残土受入れの事実にとどまったようである。）。そうとすると、およそ三十年超に渉る残土受入れ等により、この地に相当量の盛土が存在することが推認され得た。13.7mに及ぶ高盛土や、原地盤が急斜面であることまでが推認されたとは言い難いが、大空町を含む関係市町は、予定地選定に関し、予定地の地歴についてより深く斟酌する余地があった。

そうとすると、予定地として確定する前に、一ないし複数の場所の試掘をして

みるという判断もあり得た。ただし、それが高盛土を掘り当てたかどうかは判然としない。

更に、予定地の昔日の状況を知るために、国土地理院の過去の航空写真と現在の写真を解析して、地盤標高を比較すれば、標高差（≒盛土高）を割り出せていた可能性がある。ただし、この解析も相当の誤差を生ずるようであり、原地盤からの変貌の経緯が不明である以上、この解析をしていれば真実に到達していたと断言することは困難である。

3 資料の保存等

大空町には、予定地に関し今回の事象の手掛かりとなる公文書（当該土地の形状に関する経時的な記録等）が存在しないという。盛土規制の導入前に開始された残土受入れ等であること、公文書の保存年限等を考慮すると、それを任務懈怠であると断ずることはできないが、土地の形状が変貌していく中で、その経緯を記録していくことが将来必要となるかもしれないという想像力が欠けていた。

4 庁内連携の不足

委員会は、令和7年2月7日午後、大空町役場で関係職員から聴取をした。このとき、東藻琴地区を予定地とすることにつき住民課及び住民福祉課が主導し、東藻琴地区を管理する部局である建設課との連携が必ずしも十分ではないとの印象を得た。同町建設課は、ほぼほぼ既定路線ができた後に、受け身で情報に接したようである。この連携不足が今回の事態を招いたとまではいえないが、役場の仕事の在り方として問題性をはらんでいる。大空町の退職職員を含む同町建設課が用地選定の初期段階から関与することで、昔日の地形を知る者を探し出せたという可能性や用地としての適格性についての議論が深まった可能性が存在した⁶。

5 まとめ

前記1～4は、関係市町の職員が注意義務を懈怠したとか、職務執行が不当ということではない。

行政は、時点時点の与件と通常的判断能力で政策を決定することが一般的で、その後、課題の発生の都度、これに対処するのは、業務執行の標準的な在り方である。政策を白紙にして考え直すことは、一般には困難であるということにも思いを巡らす必要がある⁷。

その上で、関係機関が、広い視野・展望の下、将来をみとおして事務執行し、庁内で適切に連携する体制、不測の事態に備えできる限りのツールを利用してみようという執務態度があれば、より適切な予定地の選定やその後の軌道修正の情報収集をなし得た可能性は残る。

⁶ ただし、第4の1記載の条件の下で用地を選定したいという与件の下では、東藻琴地区のこの地が選定された蓋然性が高いともいえる。

⁷ それは、宅地地質調査で支障が生じなければ、当初の予定どおりに着工し、首尾よく、竣工に繋がっていったであろうことを考慮すれば理解できよう。

関係市町は、それにより方針を決定し、それを変更する可能性があった。ただし、相当程度の蓋然性があるとまでいえないため、任務懈怠とは断じない。

執行機関としての執務の在り方（庁内連携、情報収集、政策判断）が全きであったといえないように思うが、これは、法的な問題ではなく、職員を束ねる首長の全般的な統率力や指導力の問題、換言すれば、すぐれて政治的な責任の問題といえることができる。

これは、関係市町の中でこの事業の中核を担ってきた大空町及び網走市だけでなく、用地選定について提案や軌道修正をなしえなかった以上、その他の関係市町の首長にもこの責任が帰属する。

第6 新予定地の選定に当たっての留意事項

新たな用地の選定のために、別途、委員会が設置されると承知している。当該委員会の知見を活用しつつ適切に検討されたい。ただ、当委員会は、本事象から得られる次の教訓を指摘しておくこととする。

- (1) 市町有地を予定地とする場合には、従前その土地を管理してきた部局の意見を十分に聴き、当該部局内に残されている資料を探索する等して、又は新しいテクノロジーを利用する等して、その土地利用の過去の歴史をできる限り精査すべきこと。
- (2) 当該土地の周辺住民が有する記憶を掘り起こす努力をし（当然実施されるべき住民説明会において当該土地についての何らかの来歴を知っているならば、表明してもらいたいと要請をする等）、(1)を補完するようにすること。
- (3) 予定地の粗選びする際、候補をあまりに限局することなく、広い視野で利害得失を検討すべきこと。用地取得のために要する時間を勘案する必要もあるが、必ずしも公有地に限定する必然性はない。
- (4) 予定地を選定するに際し候補地に消極的な要素ないし不穏な事情がうかがわれる場合には、真実に迫るために知恵を絞り（専門的や知見や技術の活動）、調査のための必要な出費すべきこと。同時に、「糞に懲りて膾を吹」き、過剰な事前調査をすると、結局、住民の負担を増大させることをも銘記すべきであること（過剰な検査が患者の身体に余分の負担を及ぼすのに似ている。）。

結 語

当委員会は、後日判明した事実（本件においては、第2の1及び2）を政策決定の時点において発見するための調査をしなかった以上、それは怠慢である、という
とすれば、それは、行政活動に過剰の負担と費用を生じさせるもので、適切ではない
と考える。

行政は、政策決定の時点で合理的に取得し得た事実関係と知見や経験則に基づ
き、合理的に判断して結論を導けば足りるのであって、それを怠慢ということはで
きない。

当委員会は、関係市町の政策決定はこの枠内にあると結論づけた。

「取得し得た事実関係と知見…」とは、知らなかった以上、免責されるというこ
とを意味しない。

ある与件の下で合理的に言えば必要な調査であるのに、それをせずに事実関係を
知ることができず、それが間違った判断に繋がるとすれば、それは怠慢である。

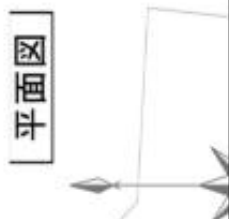
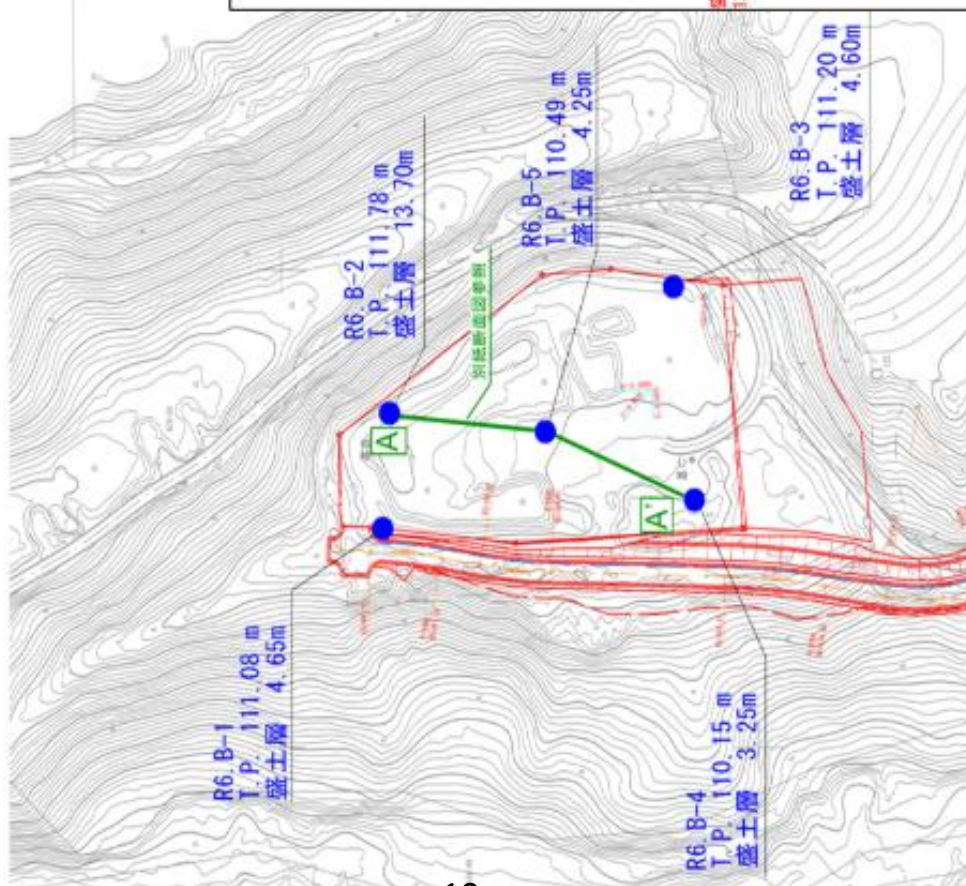
また、「合理的に判断して」とは、関係者が情報を共有して討議を尽くすというこ
とである。関係市町においては、このことを銘記して、よりよい行政を実現しても
らいたい。

以上

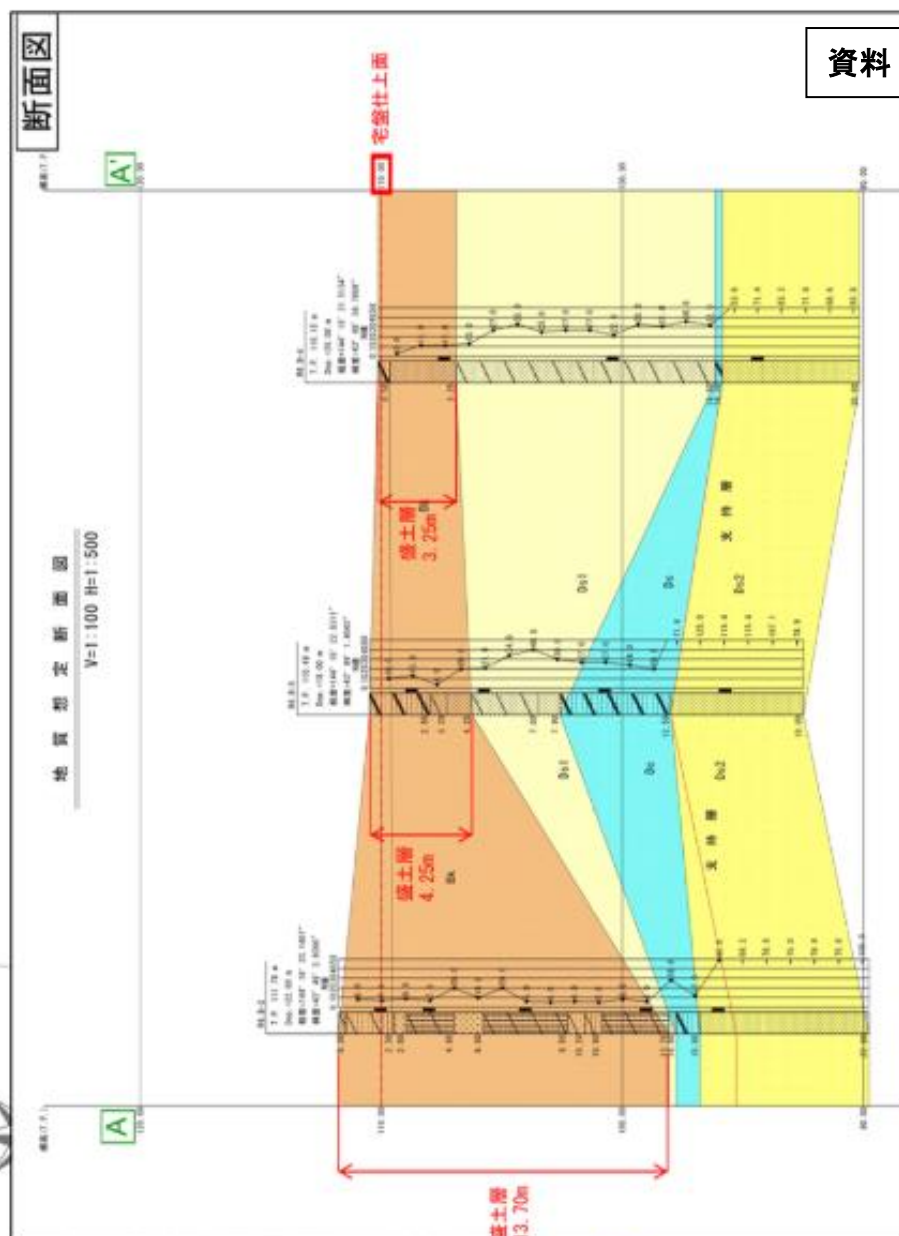
施設建設用ボーリング成果（5孔）

調査期間：令和6年8月～9月

【令和6年10月】



平面図



広域廃棄物中間処理施設概算事業費

2024/11/12

単位：千円

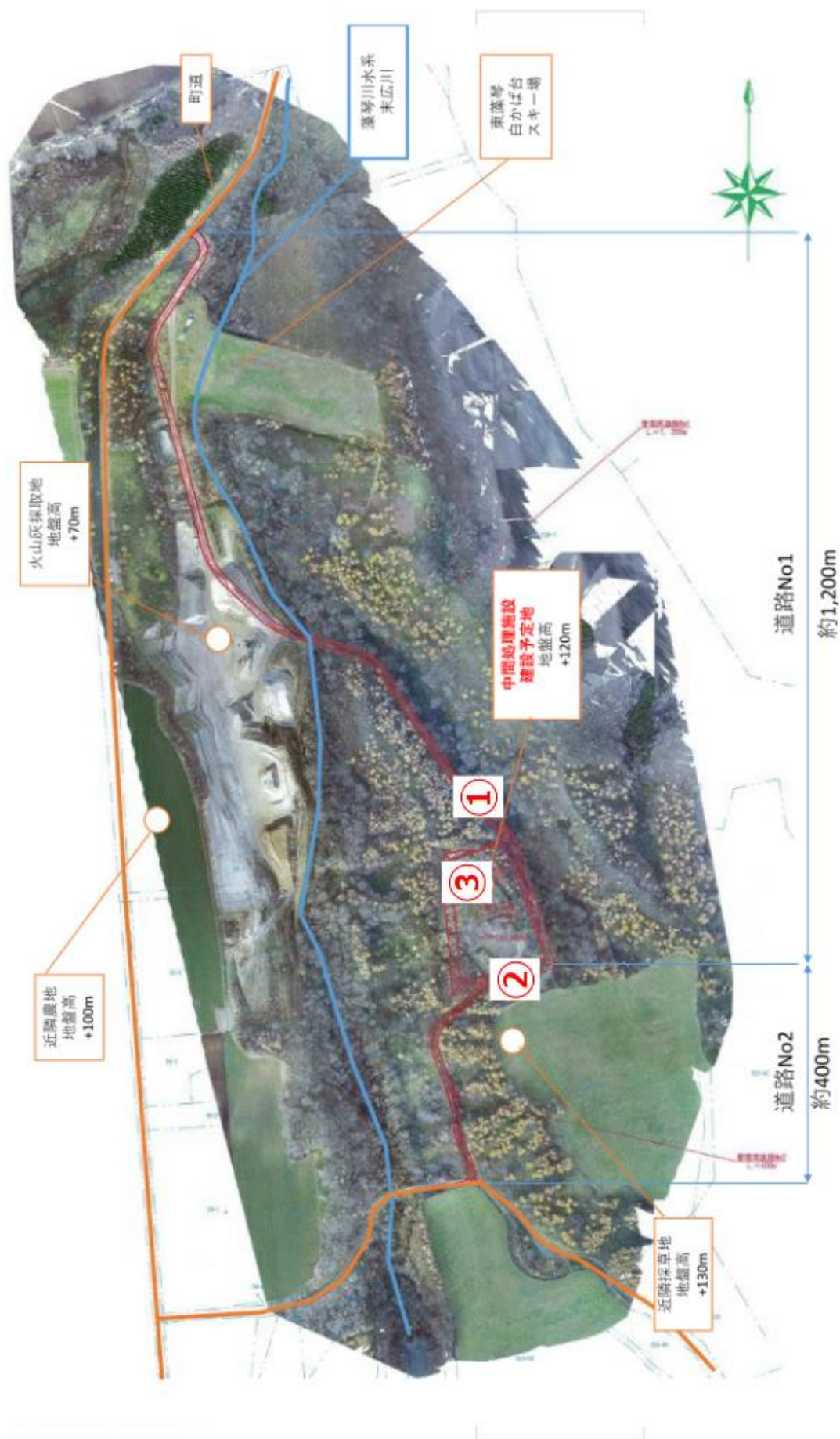
NO.	項目	概算費用	内容	備考
当初	1 土砂流出対策設計	2,100	南側	規模は南側同等規模を想定
	2 道路宅盤設計	16,700		修正設計含む
	3 土砂流出対策工事	120,000	南側	
	4 宅盤造成工事	346,800	宅盤面積 $A = 15,039\text{m}^2 + 4,800\text{m}^2$	
	5 道路整備工事	350,000	道路延長 $L = 454\text{m}$	
	6 下水道整備工事	608,000	下水道管延長 $L = 3\text{k m}$	
	7 上水道整備工事	8,100	水道管延長 $L = 1.3\text{k m}$	
	8 電気整備工事	111,500	整備延長 $L = 1.3\text{k m}$	
	9 光ファイバ整備工事	5,200	整備延長 $L = 1.3\text{k m}$	
小計		1,568,400		
追加	1 宅盤安定解析・補強設計	22,000		
	2 土砂流出対策設計	2,100	北側	規模は南側同等規模を想定
	3 土砂流出対策工事	120,000	北側	規模は南側同等規模を想定
	4 土砂選別工事	161,000	想定処理土量 $V = 10\text{万m}^3$ 積算上は当初工事考慮	想定工期 410日 (1年2ヶ月)
		内 (11,000)	想定処分量 $V = 100\text{m}^3$ Co等運搬、処分費	想定処分量は 10万 m^3 の0.1%混入を想定
	5 宅盤補強工事	247,500	想定対策面積 $A = 1,000\text{m}^2$ 明治処分場対策事例より	滑り対策杭想定 想定工期 180日 (6ヶ月)
小計		552,600		

合計	2,121,000
----	-----------

1 市 5 町焼却等施設・最終処分場情報（R6.10時点）

構成市町	現焼却等施設		現最終処分場		新最終処分場
	供用開始	使用見込	供用開始	使用見込	
網走市	-	-	H30.4～	～R13.4	R13.4～
美幌町	-	-	H27.4～	～R9.7	R8.10～
斜里町	H24.4～	中間処理施設完成まで	H24.4～	～R14.3	R12.4～
大空町	S59～	～R5、施設完成まで	H14.4～	～R15.3	検討中
小清水町	-	-	H17.4～	～R8.1	R9.4～
清里町	S58～	～R17、施設完成まで	H22.4～	～R13.3	R13.4～予定

写真撮影位置



協議会 現地踏査結果

土捨て場の広さ

地理院地図より、土捨て場の計測結果は13,440m²。16,000m²に満たないため、拡張が必要である。

【令和5年10月】





3

中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）検証委員会 開催経過

1 第1回検証委員会

令和7年2月7日（金）午前9時30分~

網走市役所市議会委員会室

- ・委員長選任
- ・検証について（協議会事務局から事実関係の経過報告）
- ・検証の進め方・方針について
- ・全体スケジュール

2 第2回検証委員会

令和7年2月21日（金）午後3時30分~

網走市北コミュニティセンター会議室

- ・中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）とりやめについての検証（協議会事務局及び大空町関係職員からの聴取等を踏まえ討議）
- ・取りまとめ方法について（検証報告書の方向性を討議）

3 第3回検証委員会

令和7年2月26日（水）午前9時00分~

網走市オホーツク・文化交流センター（エコセンター2000）研修室C

- ・中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）とりやめについての検証経過の確認
- ・報告書（案）について（評価・結論についての重要項目の討議、事務局から補足的に聴取し、討議）
- ・検証報告書決議

中間処理施設建設予定地（大空町東藻琴）検証委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
太 田 雅 幸	太田雅幸法律事務所
牧 恒 雄	東京農業大学名誉教授
笹 木 潤	東京農業大学 生物産業学部 自然資源経営学科 教授